

租 税 公 課

1、損金の額に算入されない租税公課

内国法人が納付する次の租税公課は、損金の額に算入されてない。

① 法人税の本税
② 国税の附帯税；延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、重加算税、不納付加算税
③ 印紙税の過怠税
④ 住民税の本税：道府県民税、道府県民税利子割、市町村民民税、都民税、都民税利子割
⑤ 地方税に係る：延滞金(納付遅延に対応するもの)、過少申告加算税、不申告加算税、重加算金
⑥ 罰金、科料、過料
⑦ 法人税額から控除又は還付される所得税額
⑧ 法人税額から控除対象とした場合の控除対象外国法人税の額
⑨ 公益法人等が納付する贈与税、相続税
⑩ 国民生活安定緊急措置法による課徴金及び延滞金
⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律による課徴金及び延滞金
⑫ 第二次納税義務に係る納付税額

2、損金の額に算入される租税公課の例

内国法人が納付する次の租税公課は、損金の額に算入される。

① 退職年金等積立金に対する法人税の本税
② 修正申告により納付すべき還付加算金又は更正により納付すべき還付加算金に相当する法人税(延滞税を除く)
④ 退職年金等積立金に対する法人税に係る道府県民税及び市町村民民税、都民税
⑤ 延滞金(納期限の延長に係る分)
⑥ 事業税
⑦ 固定資産税(償却資産税を含む)、都市計画税
⑧ 消費税及び地方消費税
⑨ 酒税、その他の個別消費税(石油臨時特別税を含む)
⑩ 地価税
⑪ 法人税額から控除又は還付請求しない所得税額
⑫ 法人税額から控除対象としない外国法人税の額
⑬ 外国法人税に課される加算税
⑭ 労働保険又は社会保険等の追徴金及び延滞金
⑮ 公害健康被害の補償等に関する法律に規定する汚染負荷量課徴金
⑯ 公害健康被害の補償等に関する法律に規定する特定賦課金
⑰ 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用納付金

3、租税公課の損金算入時期

(1) 申告納税方式による租税(事業税、酒税、事業所税等、税込経理の場合の消費税)

① 納税申告書した税額：その申告書が提出された日の属する事業年度(※)
② 更正又は決定に係る税額：その更正又は決定があった日の属する事業年度

※1 事業税の特例

前期分の事業税は、納税申告等がされていない場合でもその事業年度の損金の額に算入することができる。事業税の中間申告分を除く当期確定分の税額は、損金の額に算入できない。

※2 消費税の場合又は益金算入時期の特例

税込経理の消費税について、申告時期未到来の納付消費税を損金経理により未払金に計上した場合は、損金の額に算入する。なお、還付受ける消費税を未収金に計上した場合は益金の額に算入する。

※3 原価に算入した租税

原価に算入した申告期限未到来の酒税等、事業所税等は損金経理により未払金に計上したときは、その経理をした事業年度の損金の額に算入する。

(2) 賦課課税方式による租税(固定資産税、不動産取得税、自動車税、都市計画税等)

①	原則：賦課決定のあった日の属する事業年度
②	特例：①納期の開始の日又は実際に納付した日

(3) 特別徴収方式による租税(ゴルフ場利用税、軽油引取税等)

①	納税申告書した税額：申告の日の属する事業年度
②	更正又は決定に係る税額：その更正又は決定があった日の属する事業年度
ただし、法人がその納付すべき税額について、その納期の開始の日の属する事業年度又は実際に納付した日の属する事業年度において損金経理をした場合には、その事業年度	

(4) 利子税及び延滞金

①	原則：納付の日の属する事業年度
②	特例：その事業年度の納期に係る未納の金額を損金経理により未払金に計上したときは、その経理した事業年度

(5) 賦課金、納付金

①	汚染負荷量課徴金：その申告書の提出日又は決定の通知日
②	特定賦課金：決定の通知日
③	障害者雇用納付金：その申告書の提出日又は告知日

法人税法第38条 (法人税額等の損金不算入)

内国法人が納付する法人税（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く。以下この項において同じ。）の額は、次に掲げる法人税の額を除き、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 一 退職年金等積立金に対する法人税
- 二 国税通則法第三十五条第二項（修正申告等による納付）の規定により納付すべき金額のうち同法第十九条第四項第三号ハ（修正申告により納付すべき還付加算金相当額）又は第二十八条第二項第三号ハ（更正により納付すべき還付加算金相当額）に掲げる金額に相当する法人税
- 三 第七十五条第七項（確定申告期限の延長の場合の利子税）（第七十五条の二第六項若しくは第八項（確定申告期限の延長の特例の場合の利子税）、第八十一条の二十三第二項（連結確定申告期限の延長の場合の利子税）又は第八十一条の二十四第三項若しくは第六項（連結確定申告期限の延長の特例の場合の利子税）において準用する場合を含む。）の規定による利子税

- 2 内国法人が納付する次に掲げるものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
- 一 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第九条の四（受益者等が存しない信託等の特例）又は第六十六条（人格のない社団又は財団等に対する課税）の規定による贈与税及び相続税
 - 二 地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除く。）
- 3 内国法人が他の内国法人に各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額として第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は附帯税（利子税を除く。次項において同じ。）の負担額の減少額を支払う場合には、その支払う金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
- 4 前項の他の内国法人が同項の内国法人に各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として第八十一条の十八第一項の規定により計算される金額又は附帯税の負担額を支払う場合には、その支払う金額は、当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。